

## はじめに

障害のある人もない人も、誰もが安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会づくりは、すべての市民の共通の願いであります。

本市では、平成12年度に「千葉市障害者保健福祉推進計画」（平成13年度から平成17年度まで）を策定し、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者一人ひとりのニーズに対応したサービスの提供や、建物、交通、情報等を含めたハード、ソフト両面にわたるバリアフリー化などの障害者施策を着実に進めて参りました。

この間、国では、障害者が利用する福祉サービスを措置から契約へ転換した「支援費制度」をはじめ、これまで障害者施策の狭間にあった発達障害のある人たちを支援するための「発達障害者支援法」や障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための「障害者自立支援法」が制定されるなど、障害のある人もない人も共に地域で生活が送れるように支援が進められています。

こうした新たな障害者施策の動きを踏まえ、千葉市障害者保健福祉計画の最終年度にあたり、誰もがお互いの個性を認め、支えあい助け合い地域で自立して暮らせるまちの実現を目指し、保健・福祉、教育、生活環境など、様々な分野にわたる施策を総合的に推進するため、このたび「千葉市障害者計画」を策定しました。

今後は、この計画を着実に実行し、誰もが安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会づくりに向け、全力で取り組んで参りますので、どうか、市民の皆様方には、一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様、特に障害のある方やそのご家族、そして、関係団体をはじめ千葉市障害者施策推進協議会委員の皆様方に厚くお礼申し上げます。

平成18年3月

千葉市長 鶴岡 啓一

